最終更新日：2015年7月31日
株式会社菱友システムズ
取締役社長　和仁　正文
問合せ先：03-5421-5811
証券コード：4685
http://www.ryoyu.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業価値の向上のためにコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識しており、公正で健全な経営と透明性の確保に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

基本原則について全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
三菱重工業株式会社	1,990,100	31.31
菱友社員持株会	1,737,460	27.34
三菱電機株式会社	283,000	4.45
三菱自動車工業株式会社	250,700	3.94
加藤　眞人	190,000	2.98
株式会社三菱東京UFJ銀行	155,000	2.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	121,000	1.90
東京海上日動火災保険株式会社	75,200	1.18
石塚　文代	69,000	1.08
明治安田生命保険相互会社	56,500	0.88

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松井　博治	他の会社の出身者					△		△				
弥田　昌希	他の会社の出身者											○
中井　浩二	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、eおよびfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松井　博治	○	上場企業の社長経験者であり、独立役員に指定しております。	松井博治氏は会社経営に詳しく、当社は社外の客観的な立場から有益な意見や指摘を受け、健全で透明性のある経営を図るため、同氏を社外取締役として選任しております。 なお、同氏を独立役員に指定しておりますが、同氏はこれまでの経営者としての知見に加え、社会人として人格の面でも申し分なく、その発言は客観的であり、一般株主保護の観点から独立役員としての職務を充分遂行できると考えております。 また、同氏は平成15年6月まで当社のその他関係会社である三菱重工業株式会社の業務執行者でありましたが、既に退職から10年以上が経過し、現在は企業の役職から一切離れていること、また当社と同氏との間には特別な利害関係はないことから、一般株主との利益相反はないと考えております。
弥田　昌希		当社の株主及び取引先である三菱自動車工業株式会社の使用人であります。	弥田昌希氏は上場企業の管理職に就いており、当社は社外の客観的な立場から有益な意見や指摘を受け、健全で透明性のある経営を図るため、同氏を社外取締役として選任しております。 当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、同氏は当社から独立していると認識しております。

中井　浩二		当社の株主及び取引先である三菱重工業株式会社の使用人であります。	中井浩二氏は上場企業の管理職に就いており、当社は社外の客観的な立場から有益な意見や指摘を受け、健全で透明性のある経営を図るため、同氏を社外取締役として選任しております。 当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、同氏は当社から独立していると認識しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は監査役へ監査結果を報告すると共に、必要に応じて情報交換する。
また、内部統制室が、社内規定の遵守状況、事業活動全般の妥当性・効率性等の内部監査を実施しており、必要に応じて監査役と情報交換する。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
和泉　敦子	他の会社の出身者													○
杉本　良幸	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
和泉　敦子		当社の株主及び取引先である三菱自動車工業株式会社の使用人であります。	和泉敦子氏は上場企業の管理職に就いており、当社は社外の客観的な立場から有益な意見や指摘を受け、経営のチェック機能の充実を図るため、同氏を社外監査役に選任しております。 当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、同氏は当社から独立していると認識しております。
杉本　良幸		当社のその他の関係会社である三菱重工業株式会社の使用人であります。	杉本良幸氏は上場企業の管理職に就いており、当社は社外の客観的な立場から有益な意見や指摘を受け、経営のチェック機能の充実を図るため、同氏を社外監査役に選任しております。

			当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、同氏は当社から独立していると認識しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状では必要性が無いと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第47期(平成27年3月期)
取締役に支払った報酬 92百万円(うち社外取締役に支払った報酬は、1名に対し2百万円であります。)
監査役に支払った報酬 14百万円(社外監査役に支払った報酬はありません。)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬は、基本報酬のみで構成され、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の役員の職務と職責に応じて、取締役報酬は取締役社長により、監査役報酬は監査役の協議によりそれぞれ決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)への情報伝達は総務部が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会において経営の重要な意思決定、業務執行の監督を行っております。取締役10名中3名を社外から選任し、経営監督機能の強化に努めております。また、監査役設置会社として監査役3名中2名を社外から選任し、重要会議への出席等を通じて取締役の職務の執行を監査する体制を敷いております。
更に取締役会から委託された事項等の審議機関として経営執行会議を置き、取締役社長を中心とする業務執行体制の中で合議制により審議することで、より適切な経営判断及び業務の執行が可能となる体制を採っております。
なお、当社は、執行役員制度を導入しており、これにより、経営の意思決定及び業務執行の監督を担う取締役と業務執行を担う執行役員の役割と責任を明確化し、経営の効率化・迅速化を図っております。

監査役は、取締役会に出席し経営の意思決定を把握、監視するほか、常勤監査役は経営執行会議等の重要会議にも出席し、業務執行の状況を把握、監視し、必要があれば取締役からの聴取や業務執行に関する重要な文書・帳簿の閲覧、各拠点への往査による監査を実施しております。
監査役は、取締役、内部統制室、会計監査人と定期的な意見交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図っております。

当社では、内部統制室を設置し、社内規定の遵守状況、事業活動全般の妥当性・効率性等について内部監査を実施しております。

会計監査業務は、新日本有限責任監査法人に委嘱しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンス体制の概要に記載した通り、当社においては現状のコーポレート・ガバナンス体制が企業統治を行う上で最適と考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日は、可能な限り集中日を回避して設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IR資料を当社ホームページ並びに東京証券取引所ホームページへ掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関連する業務は、企画経理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「コンプライアンス」指針を定め、適法・適正な良識ある企業活動に基づき、情報システムに関する高品質の製品やサービスの提供を通じて社会に貢献することを本務としており、 1.お客様情報の安全を確保すること、 2.よき企業市民として社会と共生すること 等の意識付けを社員に行うとともにホームページにて開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーから理解いただくために適切な情報開示を行うことが不可欠であると認識しており、重要事実を適時・適切に開示しています。また、ステークホルダーとの相互理解を深めるべくホームページや会社案内等の充実を図ってまいります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの基本方針について、取締役会において、以下の内容を決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
   - ・当社は、適法・適正な良識ある企業活動に基づき、情報システムに関する高品質の製品やサービスの提供のため、コンプライアンス、情報セキュリティ管理及び品質管理の定着化を図り、各種研修を実施し周知徹底に努める。
   - ・このため内部統制室、コンプライアンス委員会を設置し状況を監査・把握し、取締役(必要に応じ取締役会)に報告する。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
   - ・取締役会・経営執行会議等の議事録、その他の重要文書については、文書管理規則の定めるところにより、管理・保管を行う。
   - ・監査役会、監査役、内部監査部門、外部監査人が求めたときには、いつでも閲覧可能とする。
3. 損失の危険管理に関する規程その他の体制
   - ・リスクへの的確な対応のため、リスクの類型に応じた管理体制を整備、管理責任の明確化を図る。
   - ・緊急かつ重大なリスクに備え、速やかにトップに報告する仕組みとする。また、自主監査／内部監査等により、リスク管理の実効性を監査し、取締役(必要に応じ取締役会)に報告し、管理体制の継続的な改善を行う。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
   - ・職務執行を効率的に行うために、代表取締役は全社的な経営方針・目標を定め、これに基づき事業計画を策定し、取締役会で決定する。取締役は社長を中心とした業務執行体制でこの目標の達成に当たる。
   - ・職務権限、決裁基準に関する基準・要領などを社内規則として定め、周知・運用の徹底を図り、経営目標を効果的に達成する。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
   - ・グループ会社社長が経営責任を持ち独立企業として自主運営するが、重要案件についての取扱いや報告等に関して、当社とグループ会社間の管理責任体制・管理規則を定め、連結業績向上に資する支援・指導を行う。
   - ・グループ各社の規模と特性に応じた内部統制システムを整備させるとともに、当社からの監査役・取締役及び内部監査部門がその状況を監査し、適正な業務遂行に結び付ける。
   - ・当社及びグループ会社が各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務情報を作成・開示するために必要な組織、規則を整備する。
6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
   - ・監査役会・監査役の求めに応じ、監査役監査が実効的に行われるための体制を整備するとともに、執行部門からの独立性を確保する。
   - ・取締役会その他の重要な会議においてコンプライアンス等に係る重要な情報が監査役に確実に提供される体制を確保する。
   - ・内部通報制度の所管部門は、通報された情報を監査役に報告するものとする。また、通報者等に対する不利益な取扱いを禁止し、その旨を周知徹底する。
   - ・監査役の職務の執行について生ずる費用の支弁に充てるための予算を確保するとともに、監査役から請求があった場合には適切に処理する。
   - ・代表取締役、取締役、内部監査部門は監査役及び外部監査人との定期的な意見交換を行い、効果的な監査業務の遂行が図れる様に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス指針において反社会的勢力には毅然とした対応を行う旨、方針を定め全社員に周知を図っております。
また、この方針に関する統括責任部署を設置し、必要に応じて迅速な行動をとるための体制を整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――